|  |  |
| --- | --- |
| 労働保険番号 | □□□□□□□□□□□□□□□□□  都道府県　 所掌 管轄 　　 基幹番号 　 枝番号 被一括事業場番号 |
| 法人番号 | □□□□□□□□□□□□□ |

様式第９号の２（第16条第１項関係）

時間外労働

休日労働

に関する協定届

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | | | 事業の名称 | | | 事業の所在地（電話番号） | | | | | 協定の有効期間 | | |
| システム・コンピュータ利用  技術等の開発及び設計 | | | 株式会社○○○○ | | | （〒　150　―　0036　）  　東京都渋谷区南平台町○ー○ー○  （電話番号：03　－XXXX　－ XXXX　） | | | | | 2019年4月1日から1年間 | | |
| 時  間  外  労  働 |  | 時間外労働をさせる  必要のある具体的事由 | | 業務の種類 | 労働者数  満18歳以上の者 | 所定労働時間（１日）  （任意） | 延長することができる時間数 | | | | | | |
| １日 | | １箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） | | １年（①については360時間まで、②については320時間まで） | | |
| 起算日  (年月日) | 2019年4月1日 | |
| 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数  （任意） | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数  （任意） | 法定労働時間を超える時間数 | | 所定労働時間を超える時間数  （任意） |
| ① 下記②に該当しない労働者 | 臨時の受注及び顧客の緊急の呼び出し等に応じるため | | システムエンジニア | 50人 | 8時間 | 6時間 |  | 45時間 |  | 360時間 | |  |
| 臨時の受注等に応じるため | | プログラマー | 100人 |  |  |  |
| 事務処理の集中及び緊急の従業員対応等のため | | 総務・人事 | 6人 |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |
| ② １年単位の変形労働時間制により労働する労働者 | 経理事務処理の集中等のため | | 経理 | 5人 | 8時間 | 6時間 |  | 42時間 |  | 320時間 | |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |
| 休  日  労  働 | 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | | | 業務の種類 | 労働者数  満18歳以上の者 | 所定休日  （任意） | | | 労働させることができる  法定休日の日数 | | 労働させることができる法定  休日における始業及び終業の時刻 | | |
| 臨時の受注及び顧客の緊急の呼び出し等に応じるため | | | システムエンジニア | 50人 | 日曜日、土曜日、国民の祝日  12月29日～1月3日 | | | 月に2日まで | | 0：00～24：00までの間で  14時間 | | |
| 臨時の受注等に応じるため | | | プログラマー | 100人 |
| 経理事務処理の集中等のため | | | 経理 | 5人 |
| 事務処理の集中及び緊急の従業員対応等のため | | | 総務・人事 | 6人 |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと。  （チェックボックスに要チェック） | | | | | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 業務の種類 | 労働者数  満18歳以上の者 | １日  （任意） | | １箇月  （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。） | | | | １年  （時間外労働のみの時間数。  720時間以内に限る。） | | |
| 起算日  (年月日) | 2019年4月1日 | |
| 延長することができる時間数 | | 限度時間を超えて労働させることができる回数（６回以内に限る。） | 延長することができる時間数  及び休日労働の時間数 | | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 | 延長することができる時間数 | | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 |
| 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数  （任意） | 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 | 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数  （任意） | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数  （任意） |
| 急な納期の変更、顧客からのクレームに対応するため | システム  エンジニア | 50人 |  |  | 6回 | 90時間 |  | 25％ | 720時間 |  | 25％ |
| 急な納期の変更、顧客からのクレームに対応するため | プログラマー | 100人 |  |  |  |  |
| 決算業務に対応するため | 経理 | 5人 |  |  |  |  |
| 制度改定対応、新規採用対応のため | 総務・人事 | 6人 |  |  |  |  |
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続 | 労働者の過半数を代表する者への通知 | | | | | | | | | | |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び  福祉を確保するための措置 | （該当する番号）  ①  ⑥ | （具体的内容）  ①1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が80時間を超えた労働者に対する産業医による面接指導の実施  ⑥年次有給休暇の取得促進 | | | | | | | | | |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと。  （チェックボックスに要チェック） | | | | | | | | | | | |

様式第９号の２（第16条第１項関係）

に関する協定届（特別条項）

時間外労働

休日労働

協定の成立年月日　　　　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の | 職名  氏名 |

　協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　　投票による選挙　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用者 | | | | 職名  氏名 | ○印貼り込みよう.jpg |
|  | 労働基準監督署長殿 |